

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会設置要綱

26 文教教学第 578 号平成 26 年 7 月 1 日教育長決定

(目的)

第 1 条 施設の老朽化に伴う文京区立誠之小学校（以下「誠之小学校」という。）の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の仮校舎及び運動場等の対策に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 19 人以内をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者
- (2) 誠之小学校校長、誠之小学校副校長の職にある者
- (3) 誠之小学校 P T A 2 人
- (4) 学校運営協議会関係者 2 人
- (5) 通学区域内町会・自治会関係者 6 人以内
- (6) 青少年対策向丘地区委員会関係者 1 人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第 2 条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。